

昭島市立中神小学校いじめ防止基本方針

はじめに

令和 7 年 4 月 1 日

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめ防止対策推進法の施行を受け、第 13 条の規定にもあるように、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務付けられており、本校の児童一人一人が安心した学校生活を送ることができるよう、昭島市立中神小学校いじめ防止基本方針を策定した。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、本校の児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該の行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの未然防止

【学校全体】

- ・ 教育活動全体を通じて、道徳教育や人権教育の充実を図る。全校朝会で校長がいじめの問題について説話を行うとともに、各学級においても日常的にいじめの問題を中心とした人権に関わる指導を充実させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・ 発達支持的な生活指導を根幹に、児童が自己有用感を感じられる機会を意識して設けること、「中神スタンダード」により学習規律を徹底させること、教師が分かる授業を心掛け、確かな学力を児童に定着させることなどに取り組み、一人一人の児童が学校生活に満足し、安心できる環境づくりに努める。
- ・ 代表委員会や学級会でいじめの問題について児童自らが考え、話し合う機会を設け、自己有用感をもたせる。
- ・ 「人権教育プログラム」等を活用したいじめの防止等に関する教職員の研修を行い、教職員間の共通理解を図り、実践力を高める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動によって、児童を傷付けたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ ふれあいアンケートの実施や、担任や養護教諭、管理職、スクールカウンセラーなど複数の教職員が相談に応じられるような体制を整えることにより、相談機能を充実させる。
- ・ セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等でインターネット上のいじめについて取り上げ、保護者や地域の方と課題意識を共有し、未然防止に向けた取組を行う。
- ・ いじめの防止等のために学校・家庭・地域の連携が必要であることを、学校便りやホームページ、保護者会、道徳授業地区公開講座、学校運営協議会等で伝え、協力を依頼する。

【学級担任等】

- ・ 「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・ 児童一人一人が学級の一員として自覚できるような学級経営に努め、児童との信頼関係を築く。
- ・ 「中神スタンダード」を徹底し、学校のきまりを守るよう生活指導を重点的に行うことにより、児童の規範意識を高める。
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進め、確かな学力の定着を図る。
- ・ 児童に思いやりの心や自他の生命を大切にする心情を育てる道徳教育を充実させる。
- ・ 「GIGA ワークブックとうきょう」を活用し、インターネット上のトラブルやいじめに関する事例について考える機会を設け、インターネットモラルについての理解を深める。

【学校全体】

- ・ 6月・11月・2月にいじめに関するアンケート調査（3年間保管）を実施し、その結果を「学校いじめ対策委員会」で分析して、学校としての対応や取組を協議し、全教職員で情報を共有する。
- ・ 児童及び保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制になっているか毎年見直し、校内の相談できる教職員や校外の相談機関等での相談を通し、保護者と連携していじめの早期発見に努める。
- ・ 全教職員で、日頃から児童を見守り、必要に応じた声かけを行うなど、児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにするとともに、気付いたことを毎週の生活指導夕会で共有する。
- ・ 保護者との面談や電話相談等の機会を設け、保護者から家庭での様子等の情報を収集し、指導に生かす。
- ・ 学校いじめ対策委員会を月1回以上開催し、学校全体でいじめの発生状況を把握する場を設ける。

4 いじめに対する措置（※別紙：「組織的ないじめ対応の流れ」と連動）

○ 早期対応

校務分掌に「学校いじめ対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、関係教員、スクールカウンセラーとする。

① 「学校いじめ対策委員会」に情報を集め、対応を判断する

- ・ いじめの情報を受けたときは、「学校いじめ対策委員会」が中心となり、関係児童や保護者からの聞き取りにより、迅速かつ正確に実態を把握する。
- ・ 把握した情報に基づき、対応方針を決定し、教職員の役割分担を明確にする。

② 被害児童、加害児童、周囲の児童への指導・支援体制を組む

- ・ 被害児童の安全や落ち着いて教育を受けられる環境の確保とともに教職員及びスクールカウンセラー等によるケアを行う。
- ・ 加害児童に対して、指導方針に基づき、複数の教員で継続的に指導を行う。
- ・ いじめを報告した児童の安全を確保する。
- ・ いじめを見ていた児童が自分の問題として捉えられるよう指導を行う。

③ 教育委員会や関係機関と解決の方策を協議したり、専門機関によるケアを行ったりする

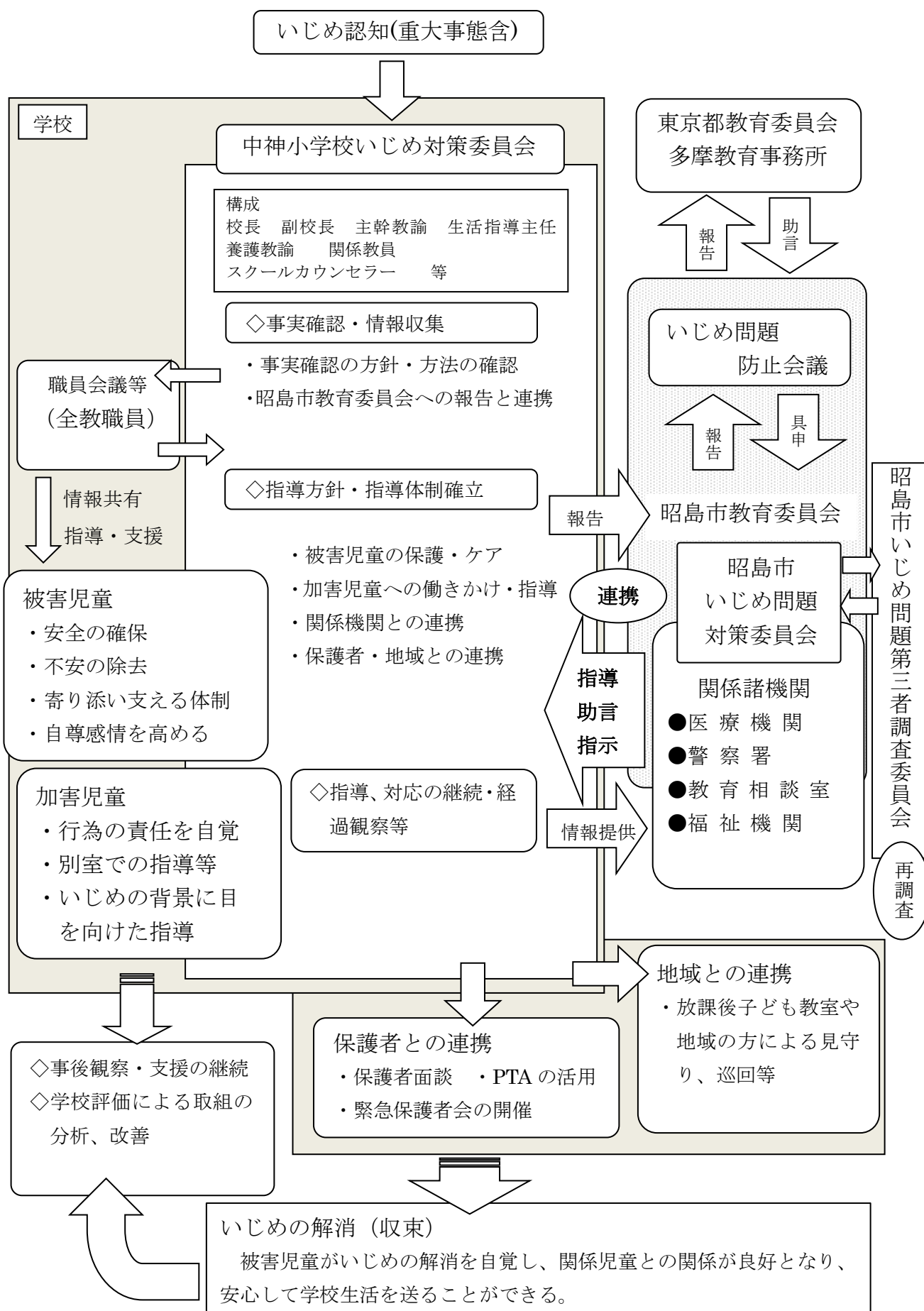
- ・ 「学校いじめ対策委員会」を通じて、昭島市教育委員会に報告し、情報を共有するとともに、状況に応じて、教育相談室のカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察関係者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整える。
- ・ 「学校いじめ対策委員会」を通じて、教育相談室や警察署、児童相談所等の関係諸機関と情報を共有し、被害児童へのケアなどの対応策を協議する。

④ 早期解決に向けた取組を、保護者・地域と協力して行う

- ・ 管理職を含めた複数の教員による保護者面談を行い、事実関係や学校としての対応方針を伝え、学校と家庭で行うことを話し合う。
- ・ 放課後や学校外の見守りなどを、PTAや放課後子ども教室、地域の方々に協力依頼するなどの取組を通して、児童に多くの大人に見守られているという安心感を与える。

○ 重大事態への対処

- ・ 重大事態の発生を昭島市教育委員会に速やかに報告し、昭島市教育委員会の指導・支援の下、一体となって対応に当たる。
- ・ 昭島市教育委員会の指導・支援の下、学校いじめ対策委員会により、事実関係を明確にするための調査や該当児童・保護者等への対応等に当たる。



6 年間活動計画

日時	中神小学校いじめ対策委員会の活動内容
4/10	いじめの定義について再確認 前年度からの配慮児童確認
5/15	各学年のいじめ発生状況の確認 発生したいじめについての経過報告
6/12	各学年のいじめ発生状況の確認 発生したいじめについての経過報告
7/3	各学年のいじめ発生状況の確認 発生したいじめについての経過報告 ふれあい月間の振り返り 5年生全員面接後の情報共有
8/28	各学年のいじめ発生状況の確認 発生したいじめについての経過報告 いじめ総合対策を用いた研修（未然防止について）
9/11	各学年のいじめ発生状況の確認 発生したいじめについての経過報告
10/2	各学年のいじめ発生状況の確認 発生したいじめについての経過報告
11/13	各学年のいじめ発生状況の確認 発生したいじめについての経過報告
12/11	各学年のいじめ発生状況の確認 発生したいじめについての経過報告 ふれあい月間の振り返り
1/15	各学年のいじめ発生状況の確認 発生したいじめについての経過報告 いじめ総合対策を用いた研修（保護者への対応について）
2/12	各学年のいじめ発生状況の確認 発生したいじめについての経過報告
3/12	各学年のいじめ発生状況の確認 発生したいじめについての経過報告 ふれあい月間の振り返り 来年度クラス編成時の配慮事項

※法令上のいじめ、社会通念上のいじめについての認定を行う。

※いじめ発生時は臨時で実施する。

※いじめが解消した後、3か月後までの経過観察を報告する。

学習活動等での取組

日時	内容
4月	保護者会における「昭島市立中神小学校いじめ防止基本方針」の説明
1学期中	SCによる全員面接（5年）
4/30	命を大切にする授業（全学年）
5/12～16	第1回 WEB QU の実施（3～6年）
6月	生活アンケートの実施（全学年）
11月	生活アンケートの実施（全学年）
11/10～14	第2回 WEB QU の実施（3～6年）
2月	生活アンケートの実施（全学年）